

転学奨学金継続願

独立行政法人
日本学生支援機構理事長 殿

(同一学校種間の学校の異動)※旧編入学の1の扱いを含む

- 転学前直近の適格認定(家計)を転学日時点の生計維持者で未実施の場合は、本願出を提出できません。
●収入基準により「停止(支援対象外)」中の場合は、本願出を提出しても原則継続が認められません。

不明点は学校に確認してください。

下記のとおり転学しましたので、引続き奨学金給付の継続をお願いします。
なお、確認書及び日本学生支援機構に関する省令等の規程に定める取扱いに従うことを誓約します。

※転学前に在籍する学部(科)における正規の課程を修了(卒業又は最終学年を修了)した場合は、支援継続の対象とはなりません。

※太枠線内及び必要事項は正確にもれなく記入し、転出校に提出してください。

本願出の提出期限は、学校に確認してください。

提出日※1	西暦 20 年 月 日
生年月日	西暦 年 月 日 (満 歳)
フリガナ	
氏名※2 (自署)	

奨学生番号 (給付奨学金)	5			0							
------------------	---	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--

※貸与奨学金は、別途、願出の作成が必要です。

	学校、学部・課程、学科、標準修業年限 ※3				学年・卒業予定期※4		転学年月日 ※5	
転出校	学校名	学部・学科(課程・研究科)	標準 修業年限 年	第 年次	(西暦) 20 年 月 日			
				当初の卒業予定期 (西暦) 20 年 月	まで在籍			
転入校	学校名	学部・学科(課程・研究科)	標準 修業年限 年	第 年次	(西暦) 20 年 月 日			
				卒業予定期 (西暦) 20 年 月	より在籍			
学籍番号		全定通	☐ 昼 ☐ 夜 ☐ 通信 ※昼夜開講は昼を選択	学部コード (学校記入)				

転学時点のあなたと生計維持者(原則父母)の資産の額を以下にそれぞれ記入してください(1万円未満切り捨て)。資産額が0円の場合も空欄とせず『0』と記入してください。

資産額の合計が基準額以上の場合は、本願出を提出しても継続不承認となります。

あなた		万円	生計維持者①		万円	生計維持者②		万円	合計		万円
-----	--	----	--------	--	----	--------	--	----	----	--	----

※6

- 在籍報告の提出(入力)対象の場合、表示されている在籍校にかかわらず、「在籍しています」を選択し、スカラPSを通じて在籍報告を提出(入力)してください。
※提出対象ではない場合、追って生計維持者情報及び資産情報等の報告が必要となることがあります。詳細は転入校に確認してください。

■転出校記入欄 (該当を ☒ で選択)

通学形態	☐ 自宅外通学 ☐ 自宅通学
理工農系※私立学校のみ (転出前の学部(学科)について記入してください)	☐ 該当 ☐ 非該当
誓約書提出	☐ 誓約書機構提出済み(2020年度採用者のみ)
適格認定(学業)	☐ 廃止 (学校処分も含む) ☐ 停止 ☐ 警告 ☐ 継続
適格認定(家計)	☐ 支援対象外のため 「停止」中 ☐ 左記以外
休学のまま転学	休学日: 年 月 日
転出校の課程	☐ 修了(卒業)していない ☐ ※修了(卒業)している場合は、本願出の提出不可。

●在籍報告の提出(入力)対象者の場合は、提出指導を行ってください。

■転入校記入欄 (該当を ☒ で選択)

通学形態	☐ 自宅外通学 ☐ 自宅通学
理工農系 ※私立学校のみ	☐ 該当 ☐ 非該当
単位の引継ぎ	☐ 引継ぎあり ※単位の引継ぎがない場合は、本願出の提出不可。
確認大学等	☐ 確認大学等に該当

●在籍報告の提出(入力)対象者の場合は、提出指導を行ってください。

※【該当者のみ】以下を本願出と同時に提出する場合は、本願出にホチキス留めし提出してください。

通学形態を変更する	☐ 同封 (給付様式2-1または給付様式35および自宅外証明書類)
振込口座を変更する	☐ 同封 (様式4奨学金振込口座変更届)
休学中 (転出校から引続き休学)	☐ 転出校で奨学金が休止中であった者が、転入校でも引き続き休学の場合はチェックをしてください。

※転出校で奨学金が休止中であったものは、本願提出を以て奨学金を復活します。
転入校で引き続き休止する場合は、上記「休学中」にチェックをお願いします。

上記のとおり、本学から転出したことを証明します。

(転出校の証明)
20 年 月 日

学校名	電話番号(担当者名)	
	-	-
	()	
学校長	学校番号	区分

上記のとおり、本学に転入したことを証明し、願出は適当と認めます。

(転入校の証明)
20 年 月 日

転学日から3か月以内に異動・補導係へご提出ください。

学校名	電話番号(担当者名)	
	-	-
	()	
学校長	学校番号	区分

ご記入いただいた情報及びあなたの奨学金に関する情報は、機構の奨学金支給業務、奨学金貸与業務(返還業務を含む)及び在籍する学校での授業料等減免業務のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、当該情報(奨学金の返還状況に関する情報を含む)が、学校、金融機関、文部科学省及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。また、行政機関及び公益法人等から奨学金の重複受給の防止等のために照会があった場合は、適正な範囲内においてあなたの情報が提供されます。

☐ 異動・補導係 ☐ 郵便必要 ☐ 入力不可

記入要領

転学奨学金継続願

●転学前直近の適格認定(家計)を転学日時点の生計維持者で未実施の場合は、**本願出を提出できません。**

【例1】

2025年4月にB大学へ転学し、B大学での給付奨学金継続を希望。A大学在学中の2024年10月の在籍報告において、生計維持者の変更を届出済。

【例2】

2025年10月にB大学へ転学し、B大学での給付奨学金継続を希望。転学時点において、2025年4月の在籍報告で届け出た生計維持者から変更が生じていた。

原則として、以下の①～⑥のいずれかの事由が発生していた場合は生計維持者が変更になります。

- ①父又は母と死別した。
- ②父母が離婚し(又は離婚調停中で)別生計である。
- ③父又は母がDV被害を受けている。
- ④父又は母が行方不明である。
- ⑤父又は母と意思疎通が困難になっている。
- ⑥学生本人が両親ではなく、配偶者に扶養されている。

①～⑥のいずれか一つ
にでも当てはまる場合

本願出(転学奨学金継続願)を提出できません。
転出校で給付終了の手続きが済んだことを確認の
うえ、
スカラネットから新規申込みをしてください。

●収入基準により「停止(支援対象外)」中の場合は、**本願出を提出しても原則継続が認められません。**

(※1) 転学前の支援区分が「第Ⅳ区分(対象外)」に該当する者が、その期間内に私立理工農系学部(学科)該当の学部(学科)に転学する場合は**継続可**。
(※2) 転学前の支援区分が「第Ⅳ区分(理工農)」に該当し、その期間内に私立理工農系学部(学科)非該当の学部(学科)に転学する場合は**継続不可**。

■願出全体にかかる注意事項

		【よくある不備】
	○黒又は青のボールペンで記入していますか。	×消せるボールペンや、時間の経過により字が消えるボールペンで記入している
訂正方法	○誤記入を訂正する場合は、訂正箇所全体に二重線を引いて、はっきりと読み取れるように、訂正箇所の直近余白に書き直していますか。 訂正印は不要です。	×修正液や修正テープで訂正している ×塗りつぶし、なぞり書きで訂正している

■奨学生本人の情報

		【よくある不備】
※1 提出日	○学校に願出を提出する日を記入していますか。	
※2 本人署名	○奨学生本人が願出に直接署名していますか。	×印字されている ×願出コピーやPDFを提出

■学籍の状況

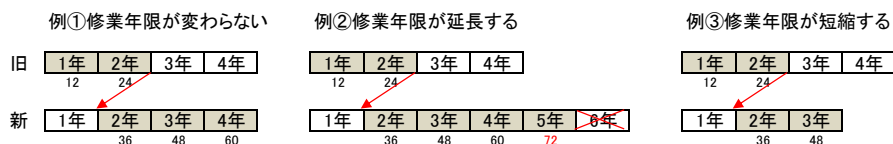
		【よくある不備】
※3 学校、学部・課程、学科・研究科、標準修業年限	○漏れなく記入していますか。	
※4 学年・卒業予定期	○漏れなく記入していますか。 ※カリキュラム上、学年を下がって転学した場合であっても、継続手続きができます。 ※単位を引き継いでの転学ではなく、元々在籍していた学校を退学後に、新しい学校へ改めて入学する場合は、継続願は提出できません。	
※5 転学年月日	○転出校を退学してから1年以内に転入校に転学していますか。 ※1年を経過した場合は、継続願は提出できません。 (例)2024/3/31にA大学を退学、2025/4/1にB大学に転学した場合は1年を経過しているため、継続できません。	×転出校を退学してから、1年経過後に転学した

■資産状況

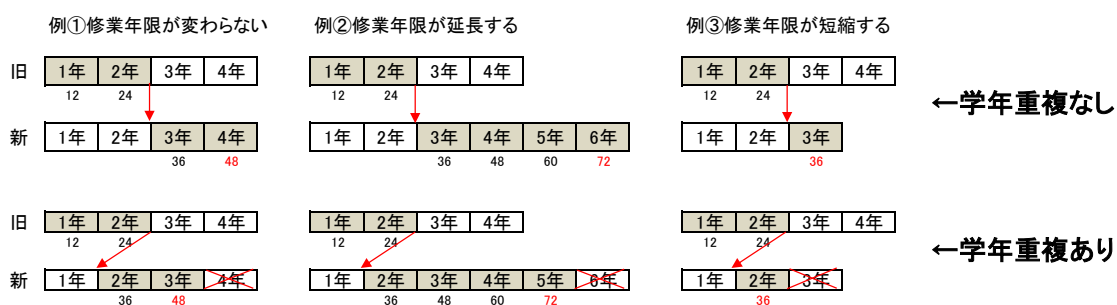
		【よくある不備】
※6 資産額	○漏れなく記入していますか。 ※転学時点のあなたと生計維持者(原則父母)の資産の額をそれぞれ記入してください(1万円未満切り捨て)。資産額が0円の場合も空欄とせず『0』と記入してください。 資産額の合計が5,000万以上(多子世帯に属する場合は3億円以上)の場合は、本願出を提出しても継続不承認となります。	

転学・転学部(科)後の奨学金の継続可能期間

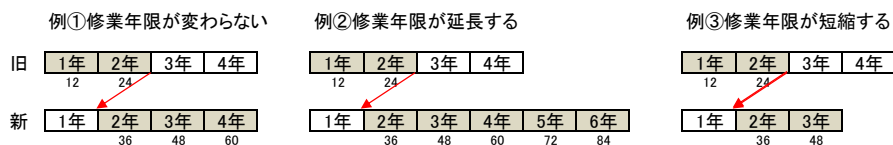
- 給付奨学金**・・・転学・転学部(科)後に在籍する課程の卒業予定期まで
 ※ただし、転学・転学部(科)前の給付期間と通算して72か月まで
 ※カリキュラム都合でやむを得ない場合を除き、学年重複は認められません



- 第一種奨学金**・・・通算で転学・転学部(科)後に在籍する課程の修業年限まで
 ※学年重複が生じる場合は卒業予定期より前に満期終了となる



- 第二種奨学金**・・・転学・転学部(科)後に在籍する課程の卒業予定期まで



- 「旧」は転学・転学部(科)前の旧在籍課程を、「新」は転学・転学部(科)後の新在籍課程を示します。
 ●学年の下は数字は月数(1年＝12か月)を示し、赤字は給付及び貸与可能な月数の上限を示します。

【注意】

- ・転学・転学部(科)により通算の貸与期間が延長する場合、様式中の「変更後の借用金額」を記入する必要があります。
- ・継続可能期間はあくまでも転学・転学部(科)時点のものであり、その後の休停止により変動する場合があります。
- ・学年進行型の学校では「卒業予定期まで」を「修業年限分まで」に読み替え、最終学年での満期終了にご注意ください。

【参考】転学奨学金継続願の手続きの流れ

- ① **転出校**は、転入校に年次・学部・転学予定年月日等を連絡し、転学が認められるか確認してください。

② **奨学生**

- ・転入校に転学した年月日における生計維持者を確認。生計維持者に変更が生じている場合、本様式にて奨学金の継続はできません。転入校にて新規に給付奨学金をお申込みください。
- ・「転学奨学金継続願」（給付様式6）を転出校に提出
- ・**在籍報告**をスカラPSから入力（4月）
（在籍校の表示が転出校であっても、在籍報告は「在籍しています」を選択し、スカラPSで期日に入力すること。）

③ **転出校**

- ・「転学奨学金継続願」（給付様式6）を受け取る
- ・休学中のまま転学する場合は転出校記入欄に休学日を記入する。
- ・**在籍確認（4月）提出指導 ※3月末時点の承認状況で在籍校が切り替わります。**
転学の承認が下りるまでは在籍校が転出校となるため、便宜上転出校で在籍報告提出状況を確認する。

※スカラACで「振込保留（異動見込）」 退学等処理は不要。

- ④ **転出校**から直接転入校へ各願届を送付（奨学生本人には返却しないでください）

⑤ **転入校**

- ・「転学奨学金継続願」（給付様式6）を承認
- ・奨学生の学籍上の身分が休学中かどうかを確認する。
※転出校で奨学金が休止中であつたものは、「転学奨学金継続願」（様式6）の提出を以て奨学金を復活します。
※転入校で引き続き休学の場合は、転入校記入欄の「休学中」にチェックを記入する。
- ・転学・編入学により通学形態変更が発生する場合は、「通学形態変更届」（給付様式2-1又は3-5）を添付
※自宅通学から自宅外通学へ変更となる場合は、自宅外証明書類の添付も必要です。
- ・**在籍確認（4月）提出指導 ※3月末時点の承認状況で在籍校が切り替わります。**

- ⑥ **転入校**から機構へ各願届を送付（奨学生本人には返却しないでください）

⑦ **機構**

「転学奨学金継続願」（給付様式6）および各願届出を受付・審査

※機構で「振込保留解除」又は「復活」

承認

不承認

転出校：通知

【学校宛】
・「転学奨学金継続について(通知)」

転入校：通知

【学校宛・奨学生宛】
・「転学奨学金継続について(通知)」
・「異動データ」

転出校：連絡

「給付終了の異動願（届）及び認定報告（給付様式1-①）」
処理に基づき、給付終了処理が必要。

【給付奨学金の給付期間】

転学後の給付期間は、転学後に在籍する学部・学科の正規の修業年限を満了するために必要な期間となります。ただし、転学前の支援期間と合算して72か月が上限です。在籍期間中に「停止」していた期間も支援期間に含まれます。